

千葉県がん診療連携協力病院指定要綱の改正について

令和2年11月17日
千葉県健康づくり支援課

県では、がん医療水準の向上と地域における医療連携の一層の強化に向け、平成23年度に「千葉県がん診療連携協力病院」制度を創設しました。

千葉県がん診療連携協力病院は、がん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有し、がん診療連携拠点病院を補完する病院として、現在、6医療圏に17病院を指定しています。

このたび、以下のとおり「千葉県がん診療協力病院指定要綱」を改正しました。

1 改正の理由

平成30年度に改正された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」を踏まえ、県内のがん診療の質の向上及び医療機関の診療連携体制を進めるため、「地域がん診療病院」の要件に準じる形で、令和2年8月27日に開催した「千葉県がん診療連携協力病院選定協議会※」委員による意見も踏まえ、令和2年9月に要綱を一部改正しました。

なお、これまで要件が不明瞭であった部分や、改正健康増進法の施行に伴い、修正を要する部分等についても併せて改正しました。

2 改正の概要

- (1) 診療体制及び相談支援体制の明確化
- (2) 診療機能等に関するPDCAサイクル実施の義務化
- (3) 院内がん登録の実施の義務化
- (4) 医療安全管理体制の明確化

3 スケジュール

令和2年9月28日	千葉県がん診療連携協力病院指定要綱改正の通知
令和2年10月30日	指定申請及び現況報告の提出依頼
令和3年2月	千葉県がん診療連携協力病院選定協議会にて選定に係る審査
3月	指定更新、新規指定

※ 千葉県がん診療連携協力病院を指定するに当たり、専門的見地からの助言を得るための機関であり、千葉県がん診療連携協議会の臓器別専門部会の部会長等で構成される。